

・「民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二九年六月一日法律第四五号）」  
↓公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行

・「特許協力条約に基づく規則の修正（平成二九年六月三〇日外務省告示第二二五号）」

↓平成二十九年七月一日から発効

・「特許法施行規則の一部を改正する省令（平成二九年七月七日経済産業省令第五一号）」

↓平成二十九年十月一日から施行

#### ◆条文に付したラインについて

右記の「主な改正法とその施行日について」に掲載した各改正法による改正箇所には、ラインを付してあります。

#### ◆条文中的一点鎖線枠について

環太平洋パートナーシップ協定が日本国について効力を生ずる日から施行される条文については、一点鎖線の枠で囲み、該当条文の後ろに配置しました。同協定は、平成二十九年八月一日現在、発効はしておりませんが、ご参考までに掲載しました。

#### ◆民法の改正について

平成二十九年六月一日に公布された民法の改正法は、公布の日から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日から施行するとされており、現段階では、二千二年一月若しくは同年四月に施行されるとする見方が有力ですので、本書においては、次版以降で対応することとし、今版では対応しておりません。